以下の事業者は、

この『書き方見本ファイル』を参考にテンプレートを作成してください。

◆18-プラスチック製品製造業◆

≪はじめに≫

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会確認は、提出を受けた証明書類をもとに「届出時に選択された産業分類に該当する製造品の出荷実績等があることの判断」を行っています。

情報が誤っている場合や不足している場合は、届出の差し戻しや再提出によって確認完了までに時間を要します。提出の前に証明書類の精査を十分に行って下さい。

全届出者 必須提出セット

- ① 製造品の画像と説明文(※1)
- ② 製造品が最終的に組み込まれる完成品(最終製品)の画像と説明文(※1)
- ③ 製造品を生産するために用いた設備の画像及び説明文 (※1)
- ④ 事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像(上記①の製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等)

該当者のみ 準備が必要

- ⑤ 請負による製造の場合は、『請負契約書の写し』(※2)
- ⑥ 権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、『製造品の画像提出不可の理由書』(様式自由)
- ⑦ その他、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から確認 の過程で追加提出の指示があったもの(初回届出時は不要です)
- ※1 届出する分野に該当する製造品について、画像や資料に加え、詳細な説明をお願いいたします。また、本届出は事業所単位となります。 製造品等の画像等は、特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。特定技能外国人材を受け入れる事業所以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。
- ※2 請負業務で製造する製造品が、届出する分野に該当している、と明示的に確認できる契約書を 提出して下さい。

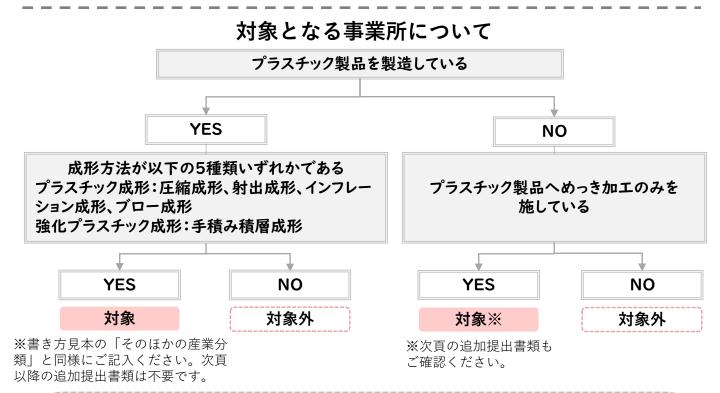
◆18-プラスチック製品製造業◆

◇18-プラスチック製品製造業に届出をする場合の注意点◇

特定技能外国人が主として従事すべき業務は以下のとおりです。

なお、部品の調達や清掃等、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に 付随的に従事することは差し支えありません。

- ・ プラスチック成形のうち、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形の いずれかの技能を要する業務。
- ・ 強化プラスチック成形のうち、手積み積層成形の技能を要する業務。
- ・ 金属表面処理のうち、電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理の技能を要する業務。



質問:

なぜ「中分類 I 8-プラスチック製品製造業」すべてが認められず、特定の技能を要する成形方法である必要があるのですか。

回答:

特定技能外国人受入れに関する運用要領の別紙4にある通り、「試験免除等となる技能実習2号」のなかで、プラスチック成形職種に含まれる4作業(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形)、強化プラスチック成形職種に含まれる1作業(手積み積層成形)の5種のみに限定されるためです。

【特定技能外国人受入れに関する運用要領】

https://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf

◆18-プラスチック製品製造業◆

プラスチック製品へめっき加工のみを施している事業者の 追加提出書類

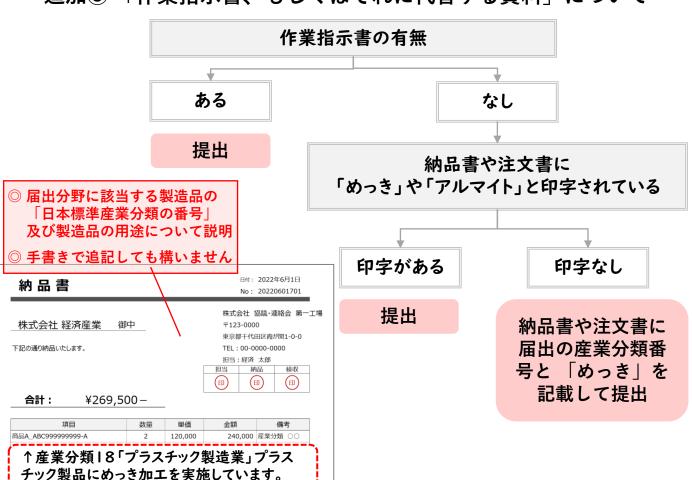
追加① 証明書類作成テンプレートP.2

めっき・アルマイト処理前後両方の製造品画像

- 追加② 証明書類作成テンプレートP.4
 - 1. めっき槽を含めためっき処理前後工程の設備写真(全景)
 - 2. めっき加工に必要な治具の写真画像と詳細説明
- 追加③ 証明書類作成テンプレートP.5

作業指示書、もしくはそれに代替する資料(詳細下記)

追加③「作業指示書、もしくはそれに代替する資料」について



18-プラスチック製品製造業

入会申込み証明書類

事業者名: 株式会社 経済産業 東京工場

■証明書類作成の注意事項■

- 注1)以下、1.~4.の手順に沿って、必要な画像の貼り付け、及び、画像に関する詳細な説明を記載してください。 オレンジ色のセルには貴社情報・届け出る製造品情報を忘れずに入力してください。(データが入力されると白色になります) 画像が不鮮明、説明が不十分な場合、特定産業分野に合致していても届出確認に時間を要する、または、受理されないケースがあります。
- 注2) 印刷範囲(1ページから6ページ)を設定していますが、適宜、行を追加して、7ページ以上でご提出していただいても構いません。
- 注3) PDF化の方法は、末尾に記載しています。
- 注4) 中分類(数字2桁)、小分類(数字3桁)でまとめられている産業分類の詳細は、ポータルサイトの対象となる産業分類一覧をご確認ください。

1.	特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。	
	(製造品1点につき、1つの日本標準産業分類です。複数製造品がある場合は、2ページ目以降にページを追加・挿入して、	各製造品がどの産
業	分類に届け出ているのか、わかるようにしてください。)	

	11-繊維工業	2299 - 他に分類されない製鋼業 (ただし、鉄粉製造業に限る。)
	141 - パルプ製造業	235-非鉄金属素形材製造業
	1421-洋紙製造業	2422-機械刃物製造業
	1422-板紙製造業	2424-作業工具製造業
	1423-機械すき和紙製造業	2431 – 配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)
	1431-塗工紙製造業(印刷用紙を除く)	2441 – 鉄骨製造業
	1432 - 段ボール製造業	2443 - 金属製サッシ・ドア製造業
	144-紙製品製造業	2446 - 製缶板金業 (ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)
	145-紙製容器製造業	245-金属素形材製品製造業
	149 - その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	2461-金属製品塗装業
	15-印刷·同関連業	2462 - 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
V	18 - プラスチック製品製造業(ただし、特定のプラスチック成形方法に限る。)	2464 - 電気めつき業(表面処理鋼材製造業を除く)
V	18-プラスチック製品製造業(ただし、プラスチック製品へめっき加工のみを行う事業所に限る。)	2465 - 金属熱処理業
	2123-コンクリート製品製造業	2469 - その他の金属表面処理業 (ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
	2142-食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	248 - ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
	2143-陶磁器製置物製造業	2499 - 他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム缶更生業に限る。)
	2194 – 鋳型製造業(中子を含む)	25-はん用機械器具製造業 (ただし、2591-消火器具・消火装置製造業を除く。)
	2211 - 高炉による製鉄業	26-生産用機械器具製造業
	2212 - 高炉によらない製鉄業	27-業務用機械器具製造業 (ただし、274-医療用機械器具・医療用品製造業及び276-武器製造業を除く。)
	2221 – 製鋼·製鋼圧延業	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
	2231 - 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	29-電気機械器具製造業 (ただし、2922-内燃機関電装品製造業を除く。)
	2232 - 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	30-情報通信機械器具製造業
	2234-鋼管製造業	3295-工業用模型製造業
	225 – 鉄素形材製造業	3299 - 他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF製造業に限る。)
	2291 - 鉄鋼シャースリット業	484-こん包業

※選択を行う産業分類の内容は「日本標準産業分類」によりご確認下さい。

(こん包業以外) https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf

(こん包業) https://www.soumu.go.jp/main_content/000935529.pdf

(注) 18-プラスチック製品製造業において、特定技能外国人が主として従事すべき業務は以下のとおりです。 なお、部品の調達や清掃等、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは 差し支えありません。

・プラスチック成形のうち、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形のいずれかの技能を要する業務。

//www.soumu.go.jp/main content/000935529.pdf
・強化プラスチック成形のうち、手積み積層成形の技能を要する業務。
«日本標準産業分類番号: 2462,2464,2469,18プラスチック製造品へのめっき加工で届出を希望される場合》 提出必須情報が複数あります。書き方見本をよくご確認ください。

4/12

事業者名: 株式会社経済産業 東京工場

2. 証明書業	頁(以下の①、	、②、③、④のすべてを添付してくだ	ださい。)							
① 《製造品》										
届出する製造品画像は、届出の事業所内での最終製品の画像を貼付してください(出荷時点の製造品)。										
添付する画像は単体かつ接写で明瞭なものをご用意ください。 下記に、製造品の重要性が確認できるよう用途・機能について子細な説明を記載してください。										
」 下記に、装垣品の重要性が確認とさるより角速・機能について子桐な説明を記載してください。 │ ※特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものを提出して下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。										
製造品名称:										
制性口の事材。										
製造品の素材: 成形方法:										
制性口の										
製造品の 用途や機能:	00									
自社HPのURL	<u> </u>									
	《記載必須。ない場合 <mark>https://www.</mark>									
			製造品へのめっき加工で届出を希望される場合) めっき・	アルマイト 処理前後 両方の製造品画像を添付した						
	ことを確認しました。	0								
		プラスチック製品を製造。	産業ロボットのハンド部分を各種製造。							
		画像								
		画像	四塚							
	ぱめっき加工の は 横を含めため		[]及びめっき加工に必要な治具の写真画像と詳細説	明が必須です						
	III E H W/CW		()人() グラビ加工に必要なる担果の子共国家に肝臓師							
		製造品○	○のめっきを行っています。							
		めっき前	めっき後							
		画像	画像							

事業者名: 株式会社 経済産業 東京工場

《完成品(最終製品)》

製造品が最終的に組み込まれる完成品(最終製品)の画像と説明の記入をお願いします。

下記に、製造品がどのような完成品のどこに利用されるのか、完成品(最終製品)の画像や文章を用いて子細な説明を記載してください。 実際の完成品撮影が不可の場合は、イラストや類似製品等の例示で構いません。

届出の事業所内で完成品まで製造している場合は、製造品と完成品の画像は同一で構いません。

完成品名称:

・製造品は、別事業所で最終製品●●に組み込まれます。

完成品(最終製 ・外形からは確認ができません。○○と組み立て、カバーが施された後、最終的な完成品は●●になります。

自社HPのURL

自社HPのURL (記載必須。ない場合 https://www.

「ない」と記載) ✓

届出する製造品が、完成品のどこに使用されているのか、矢印で示しました。

↑対応後にチェック必須。 画像のどの部分にP.2の製造品が使用されているのか、必ず矢印で示して下さい。



② ≪完成品≫ (最終製品)の画像 (例)

○ 良い例



× 悪い例





- 完成品(最終製品)の画像も 合わせて提示し、製造品がど こに利用されるか明瞭に 示されている
- 出荷後に別事業者が組み立て る場合でも、例を挙げて説明



▲ 完成品(最終製品)の どの部分に製造品が使用 されているかが不明瞭

事業者名: 株式会社 経済産業 東京工場

《製造品を生産するために用いた設備や製造工程の説明》

製造品を生産するために用いた設備(工作機械、鋳造機、鍛造機、プレス機、ミシン等)や製造工程の画像を添付してください。 下記に、設備の名称や製造工程が確認できる子細な説明を記載してください。

設備の用途や

めっき工程ラインは、A工程~C工程です。

機能、製造工程の 説明:

A工程では主に○○部と○○装置の脱脂、それを受けてB工程では● ●、C工程では◇◇を行っています。

製造品への 効果:

B工程内で、○○処理を施すことで、高い硬度で均一な被膜となります。

自社HPのURI

(記載必須。ない場合 https://www.

「なし」と記載)

(日本標準産業分類番号: 2462,2464,2469,18プラスチック製造品へのめっき加工で届出を希望される場合) めっき槽を含めためっき処理前後工程の設備が分かる写真(全景)及び加工に必要な治具の写真画像と詳細説明が記載されていることを確認しました。



画僧 I 部品を切削加工する機械



画僧2 プレス工程に用いる設備

めっき加工の場合、

めっき槽を含めためっき処理前後工程の設備が分かる写真(全景)及びめっき加工に必要な治具の写真画像と詳細説明が必須です。

画像

めっき設備 (めっき処理前後工程もわかるもの) 画像

めっき加工に使用する治具

③《製造品を生産するために用いた設備や製造工程》画像(例)

○ 良い例



製造品テスト設備:感光性確認の ため、センサー反応測定を実施



製造品加工設備:強度向上のため、 バルブの表面熱処理加工を実施

- ◎ 届出する分野に該当する 製造品を製造している機器が どれなのか、明瞭に示されて いる
- ② 設備の説明文が記載されて



組立及び通電測定



加工(シリンダ部分の切削)



金型製作 (チャンバー部品)

- ◎ 手元の近影など、作業内容が明瞭に示されている
- ◎ 作業工程の説明が記載されている

× 悪い例





▲ 全景写真のみ 届出する分野に該当する 製造品を製造している設備 がどれなのかが不明瞭



▲ 手元が写っていない



▲ 作業内容が不鮮明



▲ 作業工程の説明が記載されて いない

事業者名: 株式会社 経済産業 東京工場

4 《証跡画像(出荷実績)》

事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像(製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等)を添付してください。 なお、自社名、製造品名及び金額等以外の証明に必要のない部分は黒塗りにしてください。(または該当する製造品がわかるようにマーカーを引いてください)

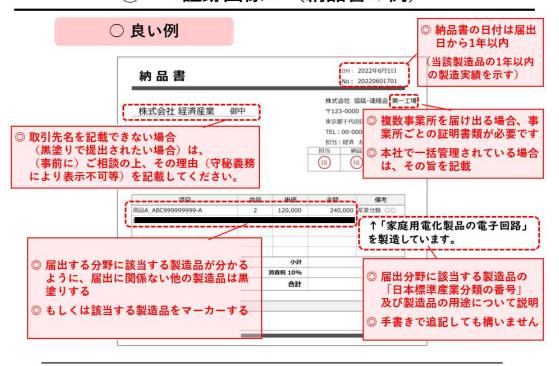
証跡画像の詳細 説明:

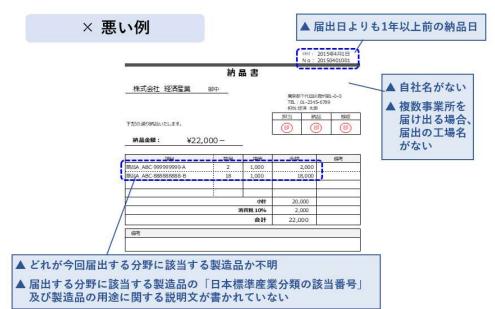
・納品書の項目にある『商品A_ABC99999999-A』は、届出する製造品○○の型番です。

✓

(日本標準産業分類番号:2462,2464,2469,18プラスチック製造品へのめっき加工で届出を希望される場合) 直近1年以内の証跡画像(製造品の納品書等)及び作業指示書(それに代替する資料)に必要事項が記載されていることを確認しました。

④ ≪証跡画像≫ (納品書の例)





≪証跡画像≫ (発注書の例) (4)



- ▲ どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明
- ▲ 届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」 及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

事業者名: 株式会社 経済産業 東京工場

3. 追加資料

⑤ 《追加資料(以下に該当する場合のみ)》

- ・⑤-1 請負での製造の場合:①②③④に加え、「請負契約書及び業務委託契約書の写し」※2社間の契約内容、企業名・押印が確認できる契約書
- ・⑤-2 権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合:「製造品の画像提出不可の理由書」(様式自由)
- ・⑤-3 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 から追加提出の指示があった場合:確認の過程で依頼するため、初回届出時は不要

追加資料の詳細 説明:

株式会社Aとの請負契約書です。

■契約書など画像の注意事項■

- 注1)拡大するなどして、鮮明な画像(社名・製造品の型番など文字がはっきりと読めるもの)をお願いします。
- 注2) 複数ページある場合は、証明書類のページを追加してください。

請負契約書

株式会社 A (以下「甲」という) と株式会社 B (以下「乙」という) は、○○の請負に関し、次の通り契約(以下「本契約」という) を締結する

【第1条】

甲は乙に対し、○○を請け負い、これを完成することを約し、甲は乙に対し、代金を支払う。

【第2条

【第3条】

【第4条】

【第5条】

0000000000000000000000000

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保管する。

0000年 00月 00日

甲: ○○県○○市○○町 ○丁目○番 株式会社 A EP 代表取締役社長 ○○ ○○

乙: ○○県○○市○○町 ○丁目○番 株式会社 B ビリ 代表取締役 ○○ ○○

4. 当データ(証明書類)をPDF形式の1ファイル(8MB以内)として書き出し、 入会申込みフォームに添付(アップロード)してお送りください。(複数シートある場合も、1ファイルにまとめてください。)

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
- (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
- (3)「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存
- ※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定